

株式会社メディウムジャパン IC カード利用約款

第1条（約款の趣旨）

株式会社メディウムジャパン（以下「当社」という。）は、電子情報による前払式代金決済のため IC カードのお取引について、この約款により取扱うものとし、次条に定義するご利用者は、この約款によりお取引をしていただきます。

第2条（定義）

この約款において各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

1. IC カードとは、当社がこの約款に基づき発行する、取引代金の支払いに利用することが可能な電子情報記録式の集積回路付き証券のこと。本証券に記録される情報は利用可能残高についての電子情報であって、この約款に基づき取引代金の支払等に利用することができるもの。
2. 入力とは、IC カードに電子情報を記録すること。
3. 電子入金とは、IC カードに金額もしくはポイントを加算する入力をする事。
4. 電子出金とは、IC カードに金額もしくはポイントを減算する入力をする事。
5. 利用可能残高とは、IC カードに入力されている利用可能ポイント。なお、利用可能金額と表記される場合があります。
6. ポイントとは、当社が発行し契約店にて利用できる仮想価額。
7. 入金機もしくは販売機とは、電子入力することができる機器。
8. 利用機器とは、電子出金することができる機器。
9. 精算機とは、IC カード内の一部を現金へ払戻しできる機器。
10. 契約店とは、当社が定める手続きにより IC カード取引の契約を締結している店舗を言う。自動販売機・テレビシステム・ランドリーシステム等の機器。
11. ご利用者とは、IC カードを保有する方。

第3条（IC カードの交付）

IC カードの交付を希望される方は、当社が定める手続きにより、IC カードの交付を受ける事ができます。交付の際には保証金をお預かりする場合があります。

保証金は IC カード内の残高と共に精算機で IC カードと引き換えに返金いたします。

第4条（電子入金）

1. ご利用者は、当社が定める入金機もしくは販売機により、当社の定める方法で IC カードの電子入金を受けることができます。
2. ご利用者は、当社に対し IC カードの電子入金を受けるに際し、当社が定める方法により、電子入金の代金をお支払いいただきます。

3. ご利用者は前項の代金のお支払いに際し、当社が定める方法により、当社が定める電子入金手数料をお支払いいただく場合があります。

第5条 (ICカードのご利用)

1. ご利用者は、当社契約先においてICカードをそのご利用可能残高の範囲内で当社が定める方法により代金のお支払いにご利用いただけます。
2. ご利用者が前項によりICカードをご利用になる場合には、カード利用機器により電子出金をいたします。
3. ご利用者がICカードを当社提携店に対する代金支払いにご利用になった際、当社契約店はICカード専用のご利用伝票の発行はいたしませんのでご了承ください。
4. ICカードをご利用になれる当社契約先は、当社と当社契約先との契約の新規締結や了承等によって増減することがあります。

第6条 (ICカードの譲渡性)

ICカードは譲渡することができません。

第7条 (ご利用可能残高の確認等)

ICカードのご利用可能残高は、当社が定める入金機もしくは販売機・カード利用機器・精算機でご確認ください。

第8条 (ご利用可能残高の有効期限)

当社契約先とICカード取引契約終了が発生しない限り、ご利用可能残高の有効期限は無期限とする。

第9条 (ICカードが利用できない場合1)

ご利用者は、次の場合においてICカードをご利用いただくことができません。

1. ICカードが偽造もしくは変造され、また不正に作り出されたものであるとき。
2. ICカードが違法に取得されたものであるとき、違法に取得されたことを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき、または違法に保有されるに至ったものであるとき。

第10条 (ICカードが利用できない場合2)

ICカードの破損、カード利用機器の故障、停電、その他やむを得ない事由により、加盟店のカード利用機器によるICカードのご利用可能残高の読取りまたは電子出金をすることができない場合には、ご利用者はICカードをご利用いただけませんので、ご了承ください。

第11条 (ICカードの再入力等をする場合)

1. ICカードのご利用可能残高の読取りができず、またはICカードに電子入金もしくは電子出金ができない等の異常が生じた場合、ご利用者は当社が定める方法でICカードを提出していただくことにより、当社が定める方法により当社からICカードの再交付または、再電子入金を受けることができます。

2. 前項により、当社が再電子入金をする IC カードのご利用可能残高は IC カードの集積回路中の記録またはご利用履歴の記録により推計した金額もしくはポイントとします。
3. 第 1 項により IC カードを交付する場合において、IC カードの図柄または機能の一部について、従前の IC カードと異なる場合がありますのでご了承ください。
4. 当社は、本条の IC カードの再交付または再電子入金に代えて、当社の都合により、第 2 項の金額もしくはポイントの全部または一部を現金で返還する場合があります。
5. ご利用者の事情により当社が本条の取扱いをする場合には、当社は、ご利用者に当社所定の実費相当額の再交付手数料または再電子入金手数料をご負担いただきます。

第 1 2 条 (IC カードの再入力等をしない場合)

ご利用者が IC カードを盗まれ、または紛失され、またはこれらに準じて IC カードの全部または一部の保有を失われた場合には、当社は前条の取扱いをいたしませんので、ご了承ください。

第 1 3 条 (契約先との関係)

1. ご利用者が IC カードをご利用された際に、万一、商品またはサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、契約先との間で解決していただくものとします。
2. 前項の場合において、当社が契約先に IC カードご利用代金相当額を決済する前に以下のいずれかの条件が満たされたときは、当社が定める方法により当該 IC カードご利用代金相当額の全部または一部を現金でお支払いする場合があります。
 - (1) ご利用者が当社の定める必要資料を提出し、当社が当該必要資料に基づき契約先が IC カードご利用にかかる契約上の義務を履行していないと判断したとき。
 - (2) ご利用者および契約先が当社の定める届出を当社が定める方式で提出したとき。
3. 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、ご利用者は当社に対して IC カードご利用代金相当額の電子入金を求めることができません。
 - (1) IC カードをご利用した売買契約もしくは役務提供契約等がご利用者にとって商行為であるとき。
 - (2) 契約先にて告知する IC カード利用終了日を過ぎた場合。
 - (3) ご利用者による前項に基づく権利の行使が信義に反すると認められたとき。

第 1 4 条 (資金決済法第 20 条第 2 項、府令第 42 条第 1 項第 3 号 IC カード利用可能残高の払戻し)

IC カードは原則払戻しを行うことはできません。但し、当社都合で IC カードの取扱業務を終了した場合、IC カードの保有者が医療介護施設を退院/退所する場合、その他、保有者の止むを得ない事情（日本国からの出国など）に応じ IC カード利用可能残高の払戻しを行います。

1. IC カードは、IC カード精算機等を使用し、同機画面表示等の操作手順に従うことにより払戻しを受けることができます。

2. ご利用者の事情によらずに IC カードのご利用が著しく困難になったと認められる場合または当社都合により IC カードの利用を停止する場合には、前項の定めにかかわらずご利用者は当社が定める方法で IC カードをご提出いただくことによりご利用可能残高の払戻しを受けることができます。
3. ご利用者の事情により IC カードのご利用が著しく困難になったと認められる場合には前2項の定めに関わらず、ご利用者は当社が定める方法で IC カードをご提出いただくことによりご利用可能残高の払戻しを受けることができます。

第15条（カード取扱い終了等）

1. 当社の都合等、その他の事由によりカードの取扱いを終了することがあり、この場合、当社がご利用者に対してカード取引先での掲示、その他、当社所定の方法で事前に告知するものとします。
2. ご利用者は前項の告知に基づき、払戻し手続を行うものとします。なお、当社は告知において法定の60日以上のある一定の払戻し期間を設けることとしますが、その期間経過後は払戻しの対応はいたしません。
3. 前項における払戻し金額は、カードに記録されている利用残高とします。
4. 払戻しの為の日数や払戻し方法などについては、その事態となったときに本条1項の告知文または第17条のお問い合わせ窓口でご確認ください。

第16条（取扱の変更）

ICカードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

第17条（ご利用者ご相談窓口）

当社カードのお問い合わせ窓口は以下の通りです。

発行元：株式会社メディウムジャパン

お問合せ先：株式会社メディウムジャパン コールセンター

〒460-0007愛知県名古屋市中区新栄一丁目4番14号

フリーダイヤル 0120-89-8778

附則

この約款は、初版 2016年1月28日

改訂 2022年5月01日より適用されます。

株式会社メディウムジャパン

愛知県名古屋市中区新栄一丁目4番14号

フリーダイヤル 0120-89-8778